様式第１号（第４条、第８条、第１５条関係）

（表面）

下水道排水設備指定工事店指定申請書

（新規・更新）

年　　月　　日

廿日市市長　様

　次のとおり排水設備等指定工事店の（新規・継続）指定 を受けたいので、廿日市市下水道排水設備指定工事店規則（第４条・第８条）の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな商号 |  |  |  |
| ふりがな代表者住所・氏名 | 電話（　　　　） | 印 |  |
| ふりがな営業所所在地 | 電話（　　　　） |  |  |
| E-mail |  |  |  |

○　添付書類

　［原則の場合］

１　誓約書　（廿日市市下水道排水設備指定工事店規則第３条第１項第４号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類）

２　法人：登記簿の謄本（履歴事項証明書）及び定款又は寄附行為の写し

　　個人：住民票記載事項証明書

　　※法人については必ず履歴事項証明書を添付すること。現在事項証明書は不可

　　※証明書等は発行日から3か月以内のもの

　　 ※（法人）商業登記簿謄本に記載されない営業所、（個人）代表者の住所地と営業所所在地が異なる場合は、当該営業所とする建物等を使用する権利を有することを証明する書類（建物の登記簿謄本、賃貸借契約書の写しなど)を添付すること。

３　営業所の平面図及び付近見取図

４　営業所の写真（営業所外観、事務所・作業所等の内部がわかるもの)

５　専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類

６　専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（広島県下水道協会の長が交付したものに限る。）の写し

７　排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

　　（所有調書及び所有備品等の写真（所有調書に対応させる事）

８　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

［特例の場合］

１　連携市町（営業所を置いている市町に限る。）の指定工事店証の写し

２　専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類

３　専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（広島県下水道協会の長が交付したものに限る。）の写し

（注）添付書類の原則・特例の区分及び連携市町については、裏面をご覧ください。

（裏面）

○　添付書類の原則・特例の区分について

|  |  |
| --- | --- |
| 原則の場合 | 特例の場合 |
| 申請者が特例の要件のいずれかに該当しない場合 | 申請者が特例の要件のいずれにも該当する場合 |

○　特例の要件

⑴　指定の更新に係る申請であること。

⑵　申請に係る営業所が連携市町のいずれかの区域内に所在していること。

⑶　申請に係る営業所について、その所在地を管轄する連携市町から指定を受けていること。

○　連携市町

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 市町 |
| 広島県 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町 |

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。